

令和2年度第8回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年11月17日(火)
午前9時30分 ～ 午前11時30分
場 所 川棚公民館 2階講堂

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 16
欠 席 総 数 2

議番	氏 名	出欠
1	西野 政次	出席
2	阪田 実	出席
3	田中 クゲヨ	欠席
4	新久保 克己	欠席
5	藤野 俊孝	出席
6	田崎 育子	出席
7	原田 雄一	出席
8	岡本 住子	出席
9	下田 敏純	出席
10	石田 安男	出席
11	植村 正文	出席
12	河本 隆一	出席
13	坂田 謙祐	出席
14	伊田 喜弘	出席
15	山田 正信	出席
16	吉本 知則	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか計4名

傍聴人:なし

令和2年度第8回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（石井事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は16名、欠席委員は2名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、吉本会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

皆さん、おはようございます。

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和2年度第8回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号5番の藤野俊孝委員と、議席番号6番の田崎育子委員のご両名を指名します。よろしく願いします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。本来ですと、1番から4番までお諮りするところですが、3番と4番の案件につきましては、この後の議案第3号9番から12番までと密接に関連した案件であるため、議案第3号の審議の際に一括でお諮りさせていただきます。

従いまして、日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」は、先ず1番と2番の案件についてお諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明いたします。総会議案書1ページをお開きください。

1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田2筆、合計面積は2,372㎡、位置図は4、5ページ、公図は6、7ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から西へ約2.4kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっている農地でございます。

申請理由は、病気により耕作が困難な譲渡人からの申し出に、譲受人である妻が応じたものでございます。

申請地は譲受人の自宅から近く、譲受後は●●番●では水稻を、△△番△では白菜等の野菜を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田10筆、合計面積は15,815㎡、位置図は8ページから13ページ、公図は14ページから24ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約4.1kmから4.5kmに位置している農地でございます。

○○番○、▲▲番▲、●●●番●、△△△番△の4筆は、過去に農業公共投資の対象となっている農地で、○○○番○、▲▲▲番▲の2筆は、農業振興地域内白地の農地で、残りの4筆は、農業振興地域内の農用地でございます。

申請理由は、耕作が困難となり農業後継者もない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

譲受人は、以前、同地区にて営農しており、この度、豊田町の宅地及び住宅を合わせて購入することとなったことから、購入予定の自宅からも近くに位置している申請地を合わせて取得して営農活動を始めるものです。

農機具については、譲渡人から譲り受け、購入予定の自宅敷地内にある納屋にて保管する計画となっております。

申請地は、購入予定の自宅から、XXXXXXXXXX以内に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、藤野俊孝委員、報告をお願いします。

藤野俊孝委員

5番の藤野です。11月13日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。先程の事務局の説明どおりで譲渡人の要望に応じるものであり、申請地は自宅前で管理されており農機具等も所有しており、何ら問題ないと思われまます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号15番、山田正信委員、報告をお願いします。

山田正信委員

15番の山田です。11月10日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。申請内容は事務局から説明があったとおりです。譲受人は出身地である豊田町に戻り、宅地及び住宅を合わせて取得して営農活動を始めるものです。何ら問題はないと思われまます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の1番及び2番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可についてご説明いたします。なお、1、2 番は、同一事業でございますので合わせて説明いたします。

総会議案書は、25 ページ、26 ページでございます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 27、28 ページ、公図は 29 ページで、転用面積が狭小なことから、参考資料として、公図の拡大図を 30、31 ページにお示ししております。

土地利用計画図は 32 ページをご覧ください。

申請地は、JR 山陰本線安岡駅から、東へ約 1.4 km に位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。

転用目的は、法面整備を含む市道の拡幅でございます。

申請理由につきましては、申請地の近くにて現在、宅地開発が行われており、交通量が増加することから、周辺の関係者と協議し市道の拡幅計画に至ったものでございます。

この度の計画は、1 番、2 番の申請地 4 筆と、1 番の申請者の所有地 1 筆、2 番の申請者の所有地 4 筆を含む、計 14 筆と市道加工部分でございますが、各土地所有者は、この度の計画に用地を提供する旨は承諾しており、道路工事施行承認申請書も提出されていることから、一体利用地の確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積も適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地は道路側溝等の道路として整備され、法面は芝張りで養生を実施する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

1 番の転用については、下関土地改良区から土地改良事業計画書、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1 番と 2 番の両案件につきまして、議席番号 6 番、田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

6 番の田崎です。11 月 12 日に農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地を確認しました。事務局の説明どおり、済生会病院の近くで宅地化が進んでいる地域で

す。交通量が増加することから、周辺の関係者と協議し市道の拡幅計画に至ったものです。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。なければ質疑を打ち切り採決します。

「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、「許可」といたします。

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、先ず1番から8番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について、まず初めに1番から8番についてご説明いたします。総会議案書33ページをお開きください。

1番。説明の前に資料の訂正がございます。

本日、議案書の訂正をお配りしておりますが、備考欄の一体利用地であります、66番2の登記地目を、「宅地」と記載しておりましたが、正しくは「雑種地」でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は44、45ページ、公図は46ページ、土地利用計画図は47ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から北へ約1.5kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第二種農地」となります。

転用目的は、資材置場でございます。申請理由につきましては、王喜地区にある既存の資材置場は、事業所からも距離があり事業の中心である中心市街地からも遠くに位置していることから、新たな資材置場用地を探していたところ、高齢で農作業が困難となり、農業後継者もない知人である各譲渡人からの申し出により、この度の計画に至ったものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、宅地2筆の一部と雑種地1筆の一部でございますが、土地所有者からの承諾書が提出されており、残りの一体利用地は国所有の普通財産で、普通財産売払申請書及び売払証明書交付申請書が提出されており、確保は確実だと判断いたしました。

また、添付書類にて既存資材置場の現在の利用状況や市、県からの受注実績、譲受人が所有している業務用車両についても、車検証の写しにて台数を確認しており、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地には直接隣接した農地もなく、汚水も発生いたしません。雨水のみが、農業用排水路に放流されますが、取水者には説明がなされており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、申請地は、約25年前に無断で、盛土工事が行われていたことから、始末書が提出されています。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書34ページをお開きください。2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は48、49ページ、公図は50ページ、土地利用計画図は51ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約1.3kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。転用目的は太陽光発電設備でございます。

申請理由につきましては、太陽光発電事業が好調なことから、県外に居住しており管理が出来ない兄の所有地を譲り受け、新たな発電設備を設置するものがございます。申請者からは、代替地検討表が提出されており、贈与による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の南側に隣接した農地はございますが、申請地よりも高く、西側の農地は畦畔で分断されており、

汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

34ページに戻りまして、3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は52、53ページ、公図は54ページ、土地利用計画図は55ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から南へ約170mに位置する農地で、農地法施行規則第43条第2号に該当する、「第三種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅兼理容店及び来客用駐車場でございます。

申請理由につきましては、現在借家住まいの譲受人が、自己用住宅の建設を計画したもので、現在営業をしている理容店が、高速道路建設の収用により営業が出来なくなることから、理容店を合わせて建設するもので、高齢となり管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものがございます。売買による所有権の移

転となっております。

一体利用地は、譲渡人の所有地の為、確保は確実に土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はなく、汚水は公共下水道で処理され雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、申請地には昭和48年頃に車庫が建設され、貸車庫として利用されていたことから始末書が提出されています。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書35ページをお開きください。4番。説明の前に資料の訂正がございます。本日、議案書の訂正をお配りしておりますが、備考欄、農地区分、第2種農地の該当条文を、「なし」と記載しておりました、正しくは、「省令第45条第2号」でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は56、57ページ、公図は58ページ、土地利用計画図は59ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から東へ約770mに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、安岡駅から半径500m以内の区域の総面積に占める宅地の面積が40%を超えており、半径900mにおいても40%を越えていることから、農地法施行規則第45条第2号に該当する、「第2種農地」となります。

転用目的は、キノコの菌床栽培に必要な、おが粉製造作業場及び自己所有地への進入路でございます。

申請理由につきましては、事業拡大と競争力を確保する為には、旧梅光学院大学跡地に計画している菌床栽培場のみでは、キノコ栽培に必要な原木置場を含む、おが粉製造作業場の確保が困難との判断により、この度の計画に至ったもので、高齢により耕作及び管理が困難な譲渡人が、譲受人に申し出たものでございます。また、この度の計画では譲受人の自己所有地への進入路も合わせて整備するものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲受人の所有地3筆と県道及び市道の加工部分で、道路工事等承認申請書と道路工事施行承認申請書が提出されており、確保は確実に土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

申請地の東側には、市道で分断された農地はございますが、申請地よりも高い位置にあります。

汚水の発生はなく、雨水のみ、譲受人所有の道路側溝に放流されることから、

周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

総会議案書36ページをお開きください。5番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は60、61ページ、公図は62ページ、土地利用計画図は63ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約840mに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地ですが、番号4番と同じく農地法施行規則第45条第2号に該当する、「第2種農地」となります。

転用目的は、建売住宅6棟及び宅地分譲4区画でございます。建売住宅が建設される部分は農地で、宅地分譲される部分は農地ではございません。

申請理由につきましては、申請地周辺は宅地化が進行しており、住宅の需要が見込まれることから、この度の計画がなされたもので、管理が困難な各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲受人及び譲渡人の所有地ですが、1筆のみ共有者がいることから、共有者からの承諾書が提出されております。

残りの一体利用地は、道路、水路部分のみで、都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書及び下関土地改良区への改築、追加工事等承認申請書が提出されており、確保は確実に土地利用計画及び建ぺい率からみて、計画面積は適当であると判断しています。

なお、この度の開発計画に伴い隣接地の農地造成も合わせて計画をされておりますが、5条許可と農地造成の受理を同時施行といたしますので、農地造成については、次回以降の総会にてご報告させていただきます。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はございますが、ブロック塀や縁石を設置し、勾配調整を行う計画となっております。

汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

総会議案書37ページをお開きください。6番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は64、65ページ、公図は66ペー

ジ、土地利用計画図は67ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所川中支所から南西へ約1kmに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、建売住宅7棟でございます。申請理由につきましては、申請地区は、北バイパスの開通により交通の便も良くなり、宅地化が進行し住宅の需要が見込まれることから、この度の計画に至ったもので、農業後継者もいない各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。一体利用地は、各譲渡人の所有地4筆で、1筆は一部の利用でございます。

残りの一体利用地は、市道加工部分のみで道路工事施行承認申請書が提出されており、確保は確実に土地利用計画及び建ぺい率からからみて、計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の北側に隣接した農地はございますが、各譲渡人の所有地で一部は既存の擁壁で分断し、申請地内を造成により勾配調整する計画となっております。また、東側の農地は市道で分断されております。

汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

37ページに戻りまして、7番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は68、69ページ、公図は70ページ、土地利用計画図は71ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約3.5kmに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、パソコン教室の受講者駐車場5台分の整備でございます。

申請理由につきましては、現在の出張型でのパソコン教室では、時間効率が悪いことから自宅で行う教室型に変更するもので、自宅敷地内では駐車スペースが確保できないことから、住宅に隣接している申請地に受講者用の駐車場整備を計画したもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、パソコン教室の事業実施者は申請者の妻となります。

売買による所有権の移転となっております。一体利用地は、譲受人の所有地2筆のみでございます。

土砂の流出対策としては、申請地は孤立した農地で申請地からの汚水の発生はありませんが、住宅からの汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに自己所有の既存側溝から、農業用排水路に放流されるため周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満た

していると考えられます。

総会議案書38ページをお開きください。8番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、72、73ページ、公図は74ページ、土地利用計画図は75ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梶栗郷台地駅から、東へ約800mに位置する、農業振興地域内の農用地で、令和2年度第3回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご審議いただき、意見なしとした案件で令和2年8月27日付けで、用途区分が、農用地から農業用施設用地に変更になったことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。

申請理由につきましては、隣接地のビニールハウスにて、野菜を栽培するにあたり、出荷作業場、農機具等の保管場所、ボイラーの設置等を目的とした、農業用施設の建設を計画したもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。贈与による所有権の移転となっております。

一体利用地はなく、土地利用計画からみて適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地は自己所有地のみで、申請地内を勾配調整する計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から土地改良事業計画上支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

なお、本件は、追認案件で平成17年頃、農業用施設は建設され土地利用計画図のとおり利用されていたもので始末書の提出がなされております。

本件は、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第5条第2項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号2番、阪田実委員、報告をお願いします。

阪田実委員

2番の阪田です。11月12日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認

しました。現況は事務局からの説明どおりで何ら問題ないと思います。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

続きまして、2番と7番の案件につきまして、議席番号12番、河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

12番の河本です。11月11日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。2番については事務局説明のとおり太陽光発電設備に関連するものです。申請地は周辺農地への影響もなく、何ら問題ないと思います。

7番につきましては、現在パソコン教室を出張で行っているのを、自宅で行うことにするため駐車場を整備するものです。自宅に隣接する土地で周辺農地にも影響はありませんので何ら問題ないと思われます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、3番の案件につきまして、議席番号16番、わたくし吉本より、ご報告申し上げます。

吉本知則委員

16番の吉本です。11月10日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。事務局説明のとおり、昭和48年頃から無断に転用されている状況です。周辺には農地はありませんし、やむを得ないと判断しています。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に4番、5番、6番、8番の各案件につきまして、議席番号6番、田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

6番の田崎です。11月12日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。先ず4番ですが、事務局の説明どおりです。ここは第2種農地で長安線沿いに位置しており、道路の反対側には園芸センターがあります。現地は雑草が繁茂しておりました。譲受人から菌床に必要な原木置き場を作りたいとの要望があり、高齢で農地管理できない譲渡人がこの要望に応じたものです。次に5番ですが、ここは安岡小中学校の近くにあり、周辺は事務局説明のとおり宅地化

が進んでおります。譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。よろしくご審議願います。

次に6番ですが、垢田の北バイパス沿いに位置する第2種農地で、交通の便も良く申請地周辺は中学校もあり宅地化も進んでいる場所でした。高齢となり後継者も居ない譲渡人が譲受人の要望に応じたもので、致し方ないと思います。

次に8番ですが、事務局の説明どおりトマトやキュウリの出荷作業用の倉庫とのこと。周辺農地への影響はないと思います。以上、よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

1番から8番までの案件について、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

西野委員

1番、西野です。1番の案件ですが、かつて清末において資材置き場という名目で一旦申請して、時間をおいてから周辺を取り込んで宅地申請したということがありましたよね。今回も似たような案件ですが、今回については荒れているということなので仕方ないのだと思いますが、このような件について申請者には、今後、申請内容を変更する場合は、認めづらいと言うことを申し渡して欲しい。

事務局（岡本主任）

清末地区で、そのような事案があったのは事実でございます。今回の法人は別の法人でございます。本当に必要な資料等を提出して頂いて受付に至ったものでございます。

議長（吉本会長）

他にございませんか。なければ質疑を打ち切り、採決します。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」1番から8番の案件につきまして「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第5条に係る、1番から7番の案件について「許可」といたします。

なお、8番については山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

次に「議案第3号」の残り9番から12番までの各案件、及び関連する「議案第1号」第3条に係る3番と4番をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可についての3番と4番、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可についての9番から12番までの案件について、ご説明いたします。

議案第3号の9番と10番の転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置でございます。

下関市では、令和2年度第2回総会にてご審議いただいた、豊浦地区での、営農型太陽光発電設備に続き2例目になります。

それでは、改めまして、営農型太陽光発電設備について、簡単にご説明いたします。

営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指します。この場合、支柱の基礎部分と営農型発電設備の設置に必要な周辺機器については、一時転用許可が必要で、転用期間は3年以内か、10年以内のどちらかになります。

今回の案件は、設置者と土地所有者が異なっておりますので、支柱の基礎部分等に係る農地法第5条の一時転用許可と太陽光発電設備設置に係る区分地上権設定のための農地法第3条許可が必要となります。また、一時転用期間と区分地上権の設定期間は同一で、耕作者である土地所有者は、担い手以外の農業者であるため、一時転用期間が3年以内となります。

次に、議案第3号9番、10番の事業概要についてご説明いたします。

9番の豊北町境下の案件は、登記面積約15haに約5.5ha分の太陽光パネル約28,000枚を設置し、支柱部分等の面積346.50㎡を一時転用しようとするものです。

10番の豊北町寺地の案件も、登記面積約11haに約4.5ha分の太陽光パネル約23,000枚を設置し、支柱部分等の面積322.12㎡を一時転用しようとするものです。

なお、下部で栽培する作物は9番、10番ともにお茶でございます。植栽面積は併せて約10haで、2年間で新植する計画でございます。

それでは、まず初めに議案第3号9番についてご説明いたします。

総会議案書は、39ページになります。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は12筆で、位置図は76、77ページ、公図は78ページから93ページ、土地利用計画図は94ページ、排水計画図は95ページ、参考図面は96ページから101ページ、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書は、102ページから122ページ

ジ、苗木植付平面図は123、124ページでございます。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から北西へ約1.8kmから2.5kmに位置している、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用区域内にある農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農地でございます。

転用目的は、営農型太陽光発電設備でございます。

申請理由につきましては、申請人である貸付人が、この度お茶栽培への転作に合わせ、新植するお茶の上部に太陽光パネルを設置し、遮光率を上げることにより、旨味成分であるテアニン濃度を高めることを目的に、この度の営農型太陽光発電設備の申請がなされたものでございます。賃借権の設定となっております。

一体利用地は、7筆の一部、634.10㎡でございますが、登記地目「原野」の2筆は貸付人の所有地で、残りの5筆は登記地目「公衆用道路」4筆と「用悪水路」1筆で、土地所有者である下関市豊北町農地開発土地改良区に、土地改良区財産加工及び使用許可申請書が提出されており、確保は確実であると判断しております。

次に、議案第3号9番10番関係資料、営農型太陽光発電設備の設置に関する農地転用許可権者の確認事項の2ページをお開きください。

確認事項は、2ページ(2)ア、イ、3ページ、ウからキでございます。

それでは、順次ご説明いたします。

アにつきましては、転用期間が、3年以内の申請になっておりますので問題ないと判断します。

イにつきましても、支柱は地面に打ち込むだけの施工方法となっており、ウは申請者から提出されている「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」を事務局にて確認し、確実であると判断いたしております。

エにつきましては、この度の計画では、遮光率が90%と高くなっておりますが、2年前から行っている実証実験にて順調にお茶は育っており、耕作者からは、問題はないとの報告を受けております。また、支柱の高さ間隔等からみても農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間も確保されております。

オにおいては、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書が提出されており、下関市豊北町農地開発土地改良区からも、「差し支えない」との意見でございましたので、支障ないと判断しております。

カにつきましては、資金計画書及び撤去費の見積書も提出されており、両申請者の押印済みの合意書にもその旨が記載されており、確実であると判断しました。

キにつきましても、中国電力からの系統連系に係る接続契約及び電力受給契約のご案内の写しが提出されております。

次に、土地利用計画について、詳しくご説明いたします。総会議案書、96ページをお開きください。96ページに○で囲んでいる申請地が▲▲▲番です。

97ページが、土地利用計画図の拡大図で、98ページに記載してある点が支柱となります。

99ページが1番の配置図となりますが、パネル20枚に対し支柱を8本設置する計画で、100ページが2番の配置図で、パネル10枚に対し支柱を4本設置する計画となっております。

計画では、パネル設置枚数は28,690枚と大規模な計画となっておりますが、パネル下には約6万本のお茶の苗木を作付けする計画となっておりますので、土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策としては、この度の転用は太陽光発電設備の設置に係る支柱等で、施設の下部農地ではお茶を栽培する計画となっており、汚水の発生はなく、施設からの雨水は、下部農地から農業用排水路に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本案件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、一時的な利用であり、許可後3年以内に原状回復する旨が記載された誓約書が提出されております。また、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書が提出されていることから、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

次に議案第1号3番についてご説明いたします。

総会議案書は、2ページになります。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、議案第3号9番の申請地の12筆に比べ1筆少ない11筆となっておりますが、この1筆については、コンテナ等の設置のみで太陽光パネルが設置されないことから、申請地には入っておりません。

位置図は76、77ページ、公図は、78ページから93ページでございます。

本案件は、議案第3号9番の営農型太陽光発電設備設置に係る区分地上権の設定でございます。

通常の3条許可の場合は、農地法第3条第2項各号に該当すれば、許可できないこととなっておりますが、本案件の「区分地上権の設定」については、ただし書きにより、許可することができるものでございます。

前述の議案第3号9番が、許可基準を満たしていると考えられることから、議案第1号3番につきましても、許可の対象となるものと考えます。

なお、許可の場合は、どちらも案件も同時施行といたします。

続きまして、議案第3号11番についてご説明いたします。総会議案書は42ページでございます。

位置図は76、125ページ、公図は126ページから134ページ、土地利用計画図は135ページでございます。

申請地4筆は、全て、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用区域内にある農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農地でございます。

転用目的は、資材置場でございます。申請理由につきましては、9番の太陽光発電設備の設置に必要な資材の保管場所がないことから、貸付人の所有地を借り受け、一時的に資材置場として利用するものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。本案件には、一体利用地はございません。

土砂の流出対策としては、議案書にも記載しておりますが、利用計画はコンテナの設置やテントの設置及び架台置場として、農地の一部を一時的に利用するもので、一部のコンテナからは汚水が発生いたしますが、タンク等に溜められ、し尿も汲み取り処理されますので、農地部分に排出されることはありません。

雨水については、大部分が貸付人の所有地に浸透しますが、貸付人は承諾しており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は追認案件で、令和2年9月20日から、土地利用計画図のとおり利用されていたもので、始末書の提出がなされております。

この度の転用については、下関市豊北町農地開発土地改良区から、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、一時的な利用であり、許可後2年以内に原状回復する旨が記載された誓約書が提出されており「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書が提出されていることから、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、本案件も、議案第1号3番、議案第3号9番と同時施行といたします。

続きまして、議案第1号4番、議案第3号10番についてご説明いたします。

総会議案書は、3ページ、40、41ページとなります。申請者、土地の所在

等は、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、26筆でございます。位置図は総会議案書2の2になりますが、136、137ページで、公図は138ページから169ページ、土地利用計画図は170ページ、排水計画図は171ページ、参考図面を172ページから177ページ、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書は178ページから200ページ、苗木植付平面図は201、202ページでございます。

申請地は、JR山陰本線滝部駅から、南へ約1.8kmから2.2kmに位置しております。

〇〇〇番は、過去に農業公共投資の対象となった集団性のある農地で、農地法施行令第12条第2号に該当する「第1種農地」でございます。

残りの25筆は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地域内にある農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農地でございます。

転用目的は、営農型太陽光発電設備でございます。申請理由につきましては、9番と同じでございますので省略させていただきます。

5条につきましては、賃借権の設定となっており、3条につきましては、区分地上権の設定でございます。

本案件の一体利用地は、8筆の一部538.69㎡でございますが、登記地目「宅地」の1筆は貸付人の所有地で、残りの6筆は登記地目が「公衆用道路」で、1筆につきましては法定外公共物使用許可申請書が提出されており、残りの6筆については、土地所有者である下関市豊北町農地開発土地改良区に、土地改良区財産加工及び使用許可申請書が提出されており、確保は確実であると判断しております。

許可基準については、議案第3号9番と同様の施設が設置される計画となっており、下関市長の意見書、下関市豊北町農地開発土地改良区からは、「差し支えない」との意見書も提出されており、農地転用許可権者の確認事項について、全てが適当、又は確実であると判断しております。

計画規模は、パネル設置枚数は23,280枚とこちらも大規模な計画となっておりますが、パネル下には約5万本のお茶の苗木を作付けする計画となっており、土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策としては、9番同様の理由により周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

〇〇〇番は、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、一時的な利

用であり、許可後3年以内に原状回復する旨が記載された誓約書が提出されており、農地法施行令第11条第1項第2号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

残りの25筆は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、一時的な利用であり、許可後3年以内に原状回復する旨が記載された誓約書が提出されており「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書が提出されていることから、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

また、議案第1号4番につきましても、許可の対象となるものと考えます。

なお、どちらも案件も同時施行といたします。

続きまして、議案第3号12番についてご説明いたします。総会議案書は、43ページでございます。

位置図は136、203ページ、公図は204ページから206ページ、土地利用計画図は207ページでございます。

申請地2筆は、全て、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農地でございます。転用目的は、資材置場でございます。

申請理由につきましては、10番の太陽光発電設備の設置に必要な資材の保管場所がないことから、貸付人の所有地を借り受け、一時的に資材置場として利用するものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には、一体利用地はございません。

土砂の流出対策としては、9番同様に、議案書にも記載しておりますとおり、利用計画は、架台置場として農地の一部を一時的に利用するもので、汚水の発生はなく、雨水についても大部分が貸付人の所有地に浸透されますが、貸付人は承諾しており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市豊北町農地開発土地改良区から土地改良事業計画書、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、一時的な利用であり、許可後2年以内に原状回復する旨が記載された誓約書が提出されており「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書が提出されていることから、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可基準を満たしていると考えられます。

なお、議案第1号4番、議案第3号10番と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、9番から12番までの各案件および、議案第1号 第3条に係る3番と4番を併せて、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。11月11日に農業委員4名、事務局職員3名で現地を確認しました。申請内容につきましては先程、事務局から説明があったとおりでございます。申請農地の貸付人である法人は、以前は梨の栽培を行っていましたが、この度、お茶の栽培に切り替えることになりました。お茶の栽培には影が必要とすることで申請農地の借受人となるグループ会社が大型太陽光パネルを設置し、その下でお茶を栽培するという計画でございます。3条申請につきましては区分地上権の設定が目的で5条申請については賃借権の設定が目的です。事業規模が大きく、営農型太陽光につきましては、県内最大規模と聞いております。営農計画もしっかり出来ていて申請内容については問題ないと思います。しかしながら、事業規模が大きいため今後の進捗状況は注視していく必要があると考えます。また、パネル設置面積も2地区で計10ヘクタールあり、本委員会としても研修、視察を行う必要があるのではと思われました。以上、よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

植村委員

かなり大きな設備で、7,800キロワット以上ですが、中国電力との買取計画はどういう風になっているのか。特にこの地域については電力線の能力がいっぱいではないかと聞いていますがどうなのでしょう。

事務局（岡本主任）

中国電力からの系統連系に係る接続契約および電力受給契約に関する文書も添付されており、問題ないと事務局では判断しています。

西野委員

これだけ大規模な施設は素晴らしいと思うのですが、制度の説明の中で一

時転用は3年以内に原状回復すると何度も繰り返されましたが、これだけの規模が3年で変わるとは考えにくいのですが、更新手続きというのは当然あるんですよね。

事務局（岡本主任）

営農型太陽光発電で一時転用出来るのは3年以内と10年以内のどちらかになります。今回は3年以内ですが、電力の買取制度は20年くらい継続しますので、次回3年後、また3年後の一時転用許可が切れる前に申請がありまして、それに対して農業委員会が許可するという流れになります。

議長（吉本会長）

3年で撤去するというわけではないようです。他にはありませんか。なければ質疑を打ち切り採決します。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」9番から12番、並びに「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の3番と4番の案件につきまして「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第5条に係る案件については山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

また、議案第1号の農地法第3条に係る3番と4番についても、「許可」といたします。

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について、ご説明いたします。

総会議案書208ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、209ページから211ページ、公図は212ページ、土地利用計画図は213ページ、進ちよく状況は214ページをご覧ください。

変更内容は、期間延長でございます。変更理由は、議案書にも記載しておりますが、新型コロナウイルスの流行により、建材等の輸入が停滞したため、工事が遅延したもので、この度の申請に至ったものでございます。

なお、進ちよく状況は214ページのとおり、建売住宅4棟は完成しており、残りの4棟についても建設中でございましたので、申請されている工事期間内

での完成は確実であると判断しております。

208ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は215、216ページ、公図は217ページ、変更前の土地利用計画図は218ページ、変更前の計画横断図は219、220ページ、変更後の土地利用計画図は221ページをご覧ください。

変更内容は、その他として土地利用計画の変更でございます。

変更理由は、議案書にも記載しておりますが、河川管理者との事前協議の不備もあり計画していた造成工事を断念し、この度の計画変更に至ったもので、合わせて工事期間を延長するものでございます。

土砂の流出対策としては、申請地の一部に砕石を敷き均す計画で、汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接地の農地から農業用排水路に放流されますが、表面雨水の放流先となる土地の管理者は、承諾しており周辺農地への営農には支障ないと判断しました。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号6番、田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

6番の田崎です。11月12日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。事務局の説明どおりで、きちんと工事は継続されておりました。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、2番の案件につきまして、議席番号15番、山田正信委員、報告をお願いします。

山田正信委員

15番の山田です。11月10日に農業委員1名、事務局職員2名で現地を確認しました。申請内容は事務局説明のとおりです。昨年11月に申請があった案件ですが、河川管理者との事前の協議不備により造成工事の変更や、申請地内のパネル配置の変更となったものです。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。なければ質疑を打ち切り、採決します。

「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」、当該案件を「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本案は、原案のとおり承認相当と決しましたので、その旨の意見を付して県に送付することといたします。

次に、日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。総会議案書222ページをお開きください。1番。この案件は、令和2年11月25日公告予定分に係る、利用権設定の決定でございます。

詳細につきましては、223ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和2年11月25日公告予定分）」をご覧ください。

地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を別添の「議案第5号関係資料No. 1」の1ページから3ページにお示ししております。

2番。この案件は、令和2年12月1日公告予定分に係る、利用権設定の決定でございます。

詳細につきましては、224ページから225ページの「2. 農用地利用集積計画一覧表（令和2年12月1日公告予定分）」をご覧ください。

地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を別添の「議案第5号関係資料No. 2」の1ページから3ページにお示ししております。

3番。この案件は、令和2年12月15日公告予定分に係る、利用権設定の決定でございます。

詳細につきましては、226ページの「3. 農用地利用集積計画一覧表（令和2年12月15日公告予定分）」をご覧ください。

地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を別添の「議案第5号関係資料No. 3」の1ページから3ページにお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、下関市長へ通知することといたします。

次に、日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号14番の伊田喜弘委員が該当していますので退席をお願いします。

（ 伊田委員退席 ）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定についてご説明いたします。

総会議案書227ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。1番。内容につきましては、228ページの「1. 農用地利用配分計画（案）」（下関区域分）と、229ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

2番。内容につきましては、230ページの「2. 農用地利用配分計画（案）」（豊田区域分）と、231ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

なお、地区別の利用配分計画集計表を議案第6号関係資料にお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を

満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。なければ質疑を打ち切り、採決します。

「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に回答することといたします。

（伊田委員自席へ着席）

議長（吉本会長）

次に、日程第7「議案第7号 令和2年度農地利用状況調査に係る農地の判定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第7号 令和2年度農地利用状況調査に係る農地の判定についてご説明します。総会議案書232ページをお開きください。

本件は、農地法第30条第1項に基づき、本年8、9月にかけて実施した農地利用状況調査による遊休農地の判定を行うものです。本日お配りしました資料「農地法の運用について」の制定について、を見ていただけますでしょうか。判定につきましては、第4の（3）のアに定める基準により取り扱うこととされています。

本日お配りした令和2年度農地利用状況調査による遊休農地一覧表（農地分）に農地の判断をいただく対象地について掲載しております。土地の所在、地目、面積、所有者氏名、遊休農地の把握年月日、現況確認での判断、農地・非農地の判定結果、地域区分は、記載のとおりでございます。

農業委員、推進委員の皆様から報告いただきました農地（参考・筆数は48筆）を、事務局でも現地を確認いたしました。また、日本型直接支払の対象農地などに該当している筆につきましては除いたため、今回22筆で判定をお願いします。参考までに今回、皆様方から報告頂きました遊休農地ですが、全体で48筆ありました。そのうち、事務局で確認したもの、或いは先程の日本型直接支払の対象農地などに該当している筆を除いた結果、22筆になっております。

以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。なければ質疑を打ち切り採決します。

「議案第7号 令和2年度農地利用状況調査に係る農地の判定について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり農地と判定し、遊休農地と決定しました。

次に、日程第8「議案第8号 農地法第32条第1項の規定に基づく農地利用意向調査について（令和2年度農地利用状況調査分）」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第8号 農地法第32条第1項の規定に基づく農地利用意向調査について（令和2年度農地利用状況調査分）をご説明します。

総会議案書233ページをお開きください。

本件は、議案第7号で農地の判定をいただいた土地について、農地法第32条第1項の規定に基づき、農地の農業上の利用の意向を確認するため、農地利用意向調査を行うという決定でございます。

本日お配りした議案第8号関係資料と令和2年度遊休農地の農地利用意向調査一覧表に、対象となる土地の所在、地目、面積、所有者氏名、住所、地域区分を記載しております。

以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので質疑を打ち切り採決します。

「議案第8号 農地法第32条第1項の規定に基づく農地利用意向調査について（令和2年度農地利用状況調査分）」賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、農地利用意向調査を実施することといたします。

次に、先ず日程第9報告第1号から日程第17報告第9号までを一括して、事務局の報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書234から237ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、16件ございました。

238ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、3件ございました。

239ページ、報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出について」は、1件ございました。

244ページ、報告第4号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。

250から258ページ、報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、33件ございました。

いずれも、内容につきましては記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により受理通知書を交付いたしました。

259ページ、報告第6号「農地造成届について」は、1件ございました。

内容につきましては記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により受理通知書を交付いたしました。

265ページ、報告第7号「農地造成撤回届出について」は、1件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。

266ページ、報告第8号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、1件ございました。

内容につきましては記載のとおりでございます。税務署から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

267から276ページ、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、賃貸借の合意解約が37件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（吉本会長）

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第9号までにつきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、引き続きまして、報告第10号、11号をお諮りいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（中川事務局長補佐）

まず、報告第10号、「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価結果について」です。農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を去る11月5日（木）に開催しました。

結果はお手元に配布していますA3横の「農地利用最適化推進委員候補者別評価結果」でご確認ください。

この候補者評価結果を今回の総会で承認いただけましたら、来年2月22日に設置される新たな農業委員会に申し送りしたいと思います。

なお、来年2月22日に新たな委員で構成される次期農業委員会に申し送った後に、次期農業委員会が臨時総会にて候補者を「選任」して、令和3年2月22日に委嘱を行う予定になっております。従いまして、新たな推進委員の任期は令和3年2月22日から令和6年2月21日までとなる予定です。

この件については、以上です。

続きまして、報告第11号「下関市農業施策に関する意見書」についてです。

お手元に配布しています「下関市農業施策に関する意見書について」がその意見書案です。特に意見がなければこの意見書を提出いたします。なお、吉本会長が11月20日（金）に、市長応接室で市長に直接手渡しする予定です。

以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので質疑を打ち切り採決します。

それでは、報告第10号、及び第11号について「異議なし」とする委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本件は、原案のとおり承認されました。

では、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたします。

次回の第9回総会は、令和2年12月8日 火曜日 菊川ふれあい会館 中小ホールで 午前9時30分 から開催いたします。

長時間に渡るご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして終了いたします。

（終了時刻 11時30分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....